

公益社団法人日本カーリング協会 環境委員会規程

第1章 総則

第1条 この規程は、公益社団法人日本カーリング協会（以下「本協会」という。）定款第36条及び第50条、運営規則第6条2項の規定に基づいて特別委員会として設置された環境委員会に関することを定める。

第2章 目的

第2条 この委員会は、カーリング競技に関わる全ての人々に対して環境保全活動に対する意識の向上を促すことを目的とする。

第3章 所管事項

第3条 この委員会は環境保全活動に対する意識向上のための施策を検討し、実施する。

2 日本オリンピック委員会スポーツ環境専門部会会員として活動に協力する。

第4章 委員

第4条 この委員会に次の委員を置く

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(3) 委員 若干名 必要に応じて委員内から委員会事務局長を置くことが出来る

第5条 委員長は、役員候補選考委員会の選考に基づき、理事会の決議により定める。

2 副委員長は、委員会の決議をもって定める。

3 委員は、本協会理事、本協会加盟団体役員、本協会競技経験者及び本協会競技者、環境問題に関する知識や知見を持ち合わせる学識経験者のうちから、理事会の承認を経たうえで、会長が委嘱する。

第5章 任期

第6条 委員の任期は、委嘱日から開始し、本協会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

第6章 委員会

第7条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。ただし、委員長が召集できない時は、副委員長がその任を負う。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところとなる。

3 書面または電磁的方法による委員会の場合、定款第34条にある書面による理事会の

決議と同様に、委員全員の賛成をもって決議があつたものとみなす。

- 4 委員会を開催した時は、議事録を作成し、速やかに執行役員会を通して理事会に報告すると共に事務局にて保存する。

第8条 本協会会长、副会長、専務理事、常務理事、監事及び事務局長は、委員会に出席し、意見を述べることができる。また、委員長が許可した場合に、理事が出席し、意見を述べることができる。

第9条 委員長が必要と認めるとき、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

第7章 規程の変更

第10条 この規程は、理事会の議決により変更できる。

附則1

1 この規程は令和3年10月6日から施行する。

令和4年10月23日改訂同日施行。

令和6年8月3日改訂同日施行。